

4月1日(木)から 電子申請サービスが 新しくなります

電子申請サービスでは、自治体の窓口で行っているさまざまな申請・届け出をインターネットで行うことができます。また、提出した申請・届け出の審査状況や結果も確認できます。

新宿区では、「すくすく赤ちゃん訪問の申し込み」「誕生記念樹配布の申し込み」「子どもの

を利用できるのは3月23日(火)までです。新サービスへの移行準備のため、3月24日(水)～31日(水)は利用できませんので、ご注意ください。

▼3月16日(火)の時点で利用者登録をしている方は、4月1日(木)以降も利用者ID・パスワードをそのままご利用いただけます。3月17日(水)～31日(木)に利用者登録をされると、新しい電子申請サービスに登録情報が引き継がれませんので、4月1日(木)以降に、改めて登録を行ってください。

●より便利になります
▼ウィンドウズに加え、マッキントッシュのパソコンでも利用できるようになります。

▼文字の大きさを選択できるなど、操作画面が見やすくなります。

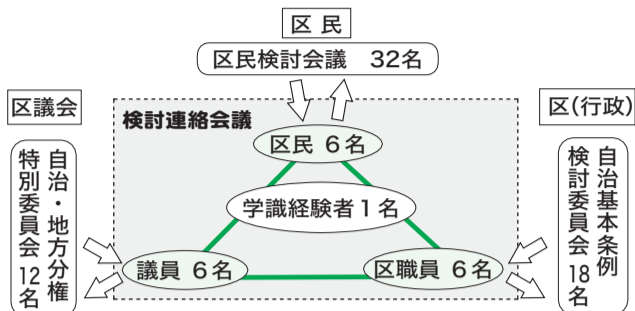
▼簡単に手続きができるよう、「携帯電話からの申請」や「利用者ID・パスワードの事前登録を省略できる申請」を順次整備していきます。

【問合せ】情報政策課(本庁舎8階) ☎(5273)3761へ。

(仮称)自治基本条例の制定に向けて

区民の皆さん・区議会・区(行政)が一体となって条例案を検討しています

検討連絡会議の構成



自治基本条例は、新宿区の地域特性を踏まえ、区における自治の基本理念や基本原則を明らかにするものです。「新宿区」という単位で物事を考え、決める場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定める「自治の基本ルール」です。

昨年2月から、区民・区議会・区(行政)の三者の代表で構成する「(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議(検討連絡会議・左図)」を設置し、条例の検討を進めています。

【問合せ】企画政策課(本庁舎3階) ☎(5273)3502、議会議務局議事係(本庁舎5階) ☎(5273)4026へ。

検討項目の構成案

- 前文
- 区分A(★)…条例の基本的考え方(総則)
- 区分B(★)…区民の権利と責務
- 区分C…行政の役割と責務、行政運営、税財政
- 区分D…議会の役割と責務
- 区分E(★)…住民参加の仕組み、住民投票
- 区分F(★)…地域の基盤(地域自治)
- 区分G…情報の共有
- 区分H…進行管理委員会、改正手続き
- 区分I…国・他自治体との関係
- 区分J…その他

検討連絡会議での検討内容

検討連絡会議では、条例に盛り込むべき事項を、各検討項目の区分(右記A～J)ごとに区民・区議会・区がそれぞれの案を持ち寄り、検討しています。今回は、これまでに検討された区分(★印)の検討内容をお知らせします。

※検討項目の名称は区民検討会議における項目案で、名称は今後変更する可能性があります。

◆区分A

- 条例の目的、理念・原則、用語の定義：引き続き検討
- 条例の位置付け：この条例を他の条例に対して最高規範と位置付けることを盛り込む

◆区分B

●区民の権利：「区政に関する情報を知り、共有する権利」「公共サービスを受けられる権利」「区政に参加する権利」の3つの権利を盛り込む

●区民の責務：「互いの自由と人格を尊重し合い、良好な地域社会の創出に努める」との主旨を、区民の責務として盛り込む

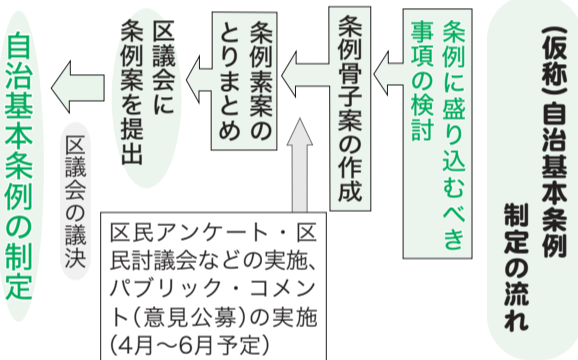
◆区分E

- 区政への区民参加の保障、区政に提案する機会の保障：「住民参加の仕組み」に盛り込む
- 地域自治の推進、区民と区の協働、住民投票：引き続き検討

◆区分F

- 現在検討中

※2月19日現在で検討されている内容です。



それぞれの段階に応じた支援を目指して 第II期ホームレスの自立支援等に関する 推進計画を策定しました

ホームレス生活の方のほか、現在の厳しい社会情勢の中で「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある方」を新たに対象に加え、それぞれの状態や自立への段階に応じた、効果の高い支援を実現するために策定しました。

策定には、区民の方・学識経験者・福祉関係者で構成する「推進計画策定委員会」での検討を基に、パブリックコメント(意見公募)をお寄せいただいたご意見を参考にしました。ご意見ありがとうございました。

【問合せ】生活福祉課自立支援係(第2分庁舎1階) ☎(5273)4570へ。

計画の基本的な考え方

「ホームレスやホームレス生活を余儀なくされるおそれのある方」のニーズを3つのタイプに分け、8つの基本施策に沿って、それぞれの段階に合った支援を推進していきます。

3つのタイプ

- おおよね50歳以上でホームレス生活が長期化している
- おおよね50歳以下で自立を目指す、傷病・障害・職歴などから自立には時間がかかる
- おおよね50歳以下で仕事と住居が確保されれば、すぐにでも自立できる

8つの基本施策

- 1) 相談体制の機能強化
「初めて」「施設入所中」「アパート生活後」など、段階的にきめ細かく相談をお受けすることにより、効果的な支援を行うことができます。そこで、「拠点相談」「巡回相談一時宿泊支援事業」など、それぞれの段階に合った相談体制を充実させ、ふさわしい支援策に結び付けます。

(2) アセスメントシステム (支援方法の判断・評価)の構築

ホームレスになった要因やホームレスの方ご本人の要望を把握し、それぞれの状態にふさわしい施策に結び付けるためには、適切な評価が必要で、特別区人事・厚生事務組合やNPO等支援団体と連携し、より適切に評価できるシステムを構築します。

(3) 福祉的支援の条件整備

食料やシャワーの提供といった応急支援は、自立支援への第一歩です。また、地域での生活を継続させるため、「年金受給権の調査」「住民登録の設定」など福祉的支援に必要な条件を整備し、自立支援を促進します。

(4) 施設・住宅資源の確保

国や東京都の財政支援に合わせ、既存施設の有効活用を図り、それぞれの支援段階に合った施設の確保に努めます。

(5) 就労支援

就労支援は、経済的自立の中で最も重要ですが、基本的には国や東京都の役割です。関係機関との連携をより一層強化する

(6) 人的資源の開発とネットワークづくり

ホームレス問題を解決するためには、地域の理解や支え合いを必要とし、区民の皆さんやNPO等支援団体との連携が欠かせません。「ホームレスの自立支援ハンドブック」の作成、福祉関係職員の研修の実施、地域別連絡会議を設置するなど、地域全体で共通の認識を深めていきます。

(7) 公共施設の適正管理

公共施設は、一定のルールの下に、誰もが自由に快適に利用できる場所であるべきです。相談員による巡回相談や施設管理者・警察・支援団体等との連携により、迷惑行為等に粘り強く対応します。

◆人権啓発
区民の皆さん・地域団体・NPO等支援団体などが、ホームレス問題への相互理解を深めながら地域福祉を推進していくために、啓発活動を進めていきます。